

本論文は

世界経済評論 2018年9/10月号

(2018年9月発行)

掲載の記事です



世界経済評論

定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料
OFF



富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp

雑誌のオンライン販売

CPTPP の戦略的意義と概要

みずほ総合研究所 政策調査部主席研究員 菅原 淳一

すがわら じゅんいち 1996年富士総合研究所（現・みずほ総合研究所）入社。2001-04年経済協力開発機構（OECD）日本政府代表部専門調査員等を経て、2016年より現職。WTO、APEC、EPA/FTA、日米通商関係等の調査研究を担当。著書に『FTA戦略の潮流：課題と展望』（共著、2015、文真堂）等。

TPP（環太平洋パートナーシップ）は、高水準の自由化と高度なルールを有する FTA（自由貿易協定）である。世界貿易機関（WTO）における貿易投資の自由化及びルール形成が停滞する中、FTA・EPA（経済連携協定）が WTO を補完する役割を担ってきた。TPP はこれらの FTA・EPA で積み上げられてきた自由化及びルールの現時点における集大成であり、WTO 発足以降の技術革新や工程間分業（サプライチェーン・バリューチェーン）のグローバル展開、経済社会上の新たな課題に対応するため、WTO での約束を上回る自由化やルール（「WTO プラス」）や、WTO 協定では規律されていない領域におけるルール（「WTO エクストラ」）を含んでいる。そのため、TPP には、「質の高い」ルールをアジア太平洋地域に拡げていくための土台としての役割が期待されていた。

米国の離脱によって、TPP の発効は当面望めなくなったが、残る 11 カ国による CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、TPP11）が 2018 年 3 月 8 日に署名された。CPTPP は、TPP の一部規定が凍結されたものの、自由化及びルールの両面で TPP の水準を概ね維持しており、TPP の役割を引き継いでいる。また、CPTPP には、米国を中心とする保護主義的な動きへの対抗軸としての役割が新たに加わった。CPTPP の戦略的意義は、今後一層大きくなっていくと見込まれる。

I 日本の通商戦略と CPTPP の戦略的意義¹⁾

1. 日本の通商戦略上の TPP の位置付け

日本の通商戦略は、TPP（環太平洋パートナーシップ）交渉への参加及びその署名によって、ひとつの画期を迎えたと言える。

1990 年代末に「重層的通商政策」を打ち出し、世界貿易機関（WTO）におけるグローバ

ル（マルチ）な枠組みに加え、地域及び 2 国間の枠組みにおける貿易投資の自由化とルール形成に乗り出した日本は、アジア太平洋諸国を中心に経済連携協定（EPA）の締結を進め、これまでに 15 件の EPA を発効させている。TPP は、これらの EPA 及びそれまでの日本の EPA 戦略のひとつの到達点であり、日本が交渉に参加した 2013 年以降は TPP が日本の通商戦略の主柱と位置付けられた。

「21 世紀型の自由貿易協定（FTA）」と呼ば

表 1 TPP 協定の構成

1. 冒頭の規定及び一般の定義	16. 競争政策
2. 内国民待遇及び物品の市場アクセス	17. 国有企業及び指定独占企業
3. 原産地規則及び原産地手続	18. 知的財産
4. 繊維及び繊維製品	19. 労働
5. 税関当局及び貿易円滑化	20. 環境
6. 貿易上の救済	21. 協力及び能力開発
7. 衛生植物検疫措置	22. 競争力及びビジネスの円滑化
8. 貿易の技術的障害	23. 開発
9. 投資	24. 中小企業
10. 国境を越えるサービスの貿易	25. 規制の整合性
11. 金融サービス	26. 透明性及び腐敗行為の防止
12. ビジネス関係者の一時的な入国	27. 運用及び制度に関する規定
13. 電気通信	28. 紛争解決
14. 電子商取引	29. 例外及び一般規定
15. 政府調達	30. 最終規定

(資料) TPP 協定及び内閣官房 TPP 等政府対策本部資料より筆者作成

れることに端的に表れているように、TPP は、これまでに日本が締結した EPA と比較して、高水準の自由化と高度なルールを有することが特徴と言える。

過去 20 年余の間に日本を含むアジア太平洋地域諸国間で締結された FTA は、1995 年の WTO 発足以降の技術革新や工程間分業（サプライチェーン・バリューチェーン）のグローバル展開、経済社会上の新たな課題に対応するため、WTO での約束を上回る自由化やルール（「WTO プラス」）や、電子商取引や競争政策、国有企業等、WTO 協定では規律されていない領域におけるルール（「WTO エクストラ」）を含むものとなっている（表 1）。WTO における貿易投資の自由化及びルール形成が長きにわたって停滞する中、FTA・EPA が WTO を補完する役割を担ってきたのであり、TPP はこれらの FTA・EPA で積み上げられてきた自由化及びルールの現時点における集大成と言えるものである。日米両国やブルネイ、ベトナムなど、経済発展水準や人口・経済規模、経済構

造、政治体制、文化などが多様なアジア太平洋地域の 12 カ国が、高水準の自由化と高度なルールで合意できたことの意義は大きい。

安倍晋三首相は、2013 年 3 月 15 日に行った TPP 交渉への参加表明において、「日本と米国という二つの経済大国が参画してつくられる新たな経済秩序は、単に TPP の中だけのルールにはとどまらないでしょう。その先にある東アジア地域包括的経済連携（RCEP）や、もっと大きな構想であるアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）において、ルールづくりのたたき台となるはずです」と述べている²⁾。また、2015 年 10 月の TPP 交渉大筋合意に関する日本政府資料には、TPP の意義として、「モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で 21 世紀型のルールを構築するもの」であり、「今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供」するものであると明記されている³⁾。

ここに明らかのように、中国等の一部新興国

を中心に、「国家資本主義」や「デジタル保護主義」と呼ばれる、自由な経済活動に悪影響を及ぼすルールを拡げることが懸念される中で、これらの防波堤となる「質の高い」ルールをアジア太平洋地域に拡げていくための土台としての役割が TPP には期待されていたのである。

2. TPP から CPTPP へ

しかし、TPP は当面発効が望めなくなった。2017 年 1 月 23 日、就任直後のドナルド・トランプ米大統領は、大統領選中の公約通り、米国が TPP から「永久離脱」することを通商代表に指示する大統領覚書に署名した⁴⁾。TPP は発効要件（第 30.5 条）として、GDP（国内総生産）要件（域内 GDP の 85% 以上を有する署名国による国内手続の完了）を定めているため、米国（域内 GDP の約 60%）抜きには発効できない。

この事態にいかに対応するかにつき、残る TPP 署名 11 カ国の足並みは当初揃っていなかったが、2017 年 5 月に APEC（アジア太平洋経済協力）貿易担当大臣会合の機会に開催された閣僚会合（ベトナム・ハノイ）において、11 カ国は「包括的で質の高い協定の早期発効のための選択肢を評価するプロセスを開始」し、同年 11 月の APEC 首脳会合までにこの作業を終わらせることに合意した⁵⁾。この合意に基づき、TPP を 11 カ国による新たな国際約束として発効させるため⁶⁾、同年 7 月以降高級事務レベル（首席交渉官）で交渉が行われた。

その結果、2017 年 11 月の APEC 会合に際してベトナム・ダナンに参集した 11 カ国閣僚により、新たな協定が大筋合意に至った⁷⁾。その後、積み残された案件についての交渉が続き、2018 年 1 月 23 日、東京で開催された高級

事務レベル会合において最終合意に達した。一時は崩壊とまで言われた TPP は、米国の TPP 離脱表明からちょうど 1 年で、米国以外の 11 カ国による新たな協定として合意された。新協定「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」は、同年 3 月 8 日、チリ・サンティアゴにおいて署名された。

3. CPTPP の戦略的意義

CPTPP（TPP11 とも呼ばれる）は、自由化及びルールの両面で TPP の水準を概ね維持している。そのため、TPP に期待されていた「質の高い」ルールをアジア太平洋地域に拡げていくための土台としての役割を CPTPP は引き継ぐことができる。その点では、CPTPP の戦略的意義は TPP に劣るものではない。

他方、CPTPP には、TPP にはなかった新たな戦略的意義が加わった。それは、米国を中心とする保護主義的な動きへの対抗軸としての役割である。トランプ米政権は、一方的な輸入制限措置の発動やその脅しといった、その経済力、時には当該国との安全保障上の関係といった自国の「力」を背景に、相手国に自国の要求の受け入れを迫る姿勢を明確にしている。CPTPP が署名された 2018 年 3 月 8 日に、トランプ大統領が 1962 年通商拡大法 232 条に基づき、鉄鋼・アルミ製品への輸入制限措置の発動を決定したのは象徴的である。その後も、1974 年通商法 301 条に基づく制裁措置発動の脅しの下での対中協議、鉄鋼・アルミ製品に続き自動車・同部品に関する 232 条調査の開始と米国の動きは続いている。米国が保護主義的な一方的措置の発動及びその脅しの積極的な活用に関与した今、日本が他国と共同でこれに対処し、自由貿易体制を守っていく上で、CPTPP

が署名に至ったことの意味は大きい。

また、2017年末に最終合意に至り、今夏の署名が見込まれている日本とEU（欧州連合）とのEPAや、現在2018年内の一定の合意を目指して交渉が行われているRCEP（東アジア地域包括的経済連携）とともに、CPTPPが早期に発効すれば、これに参加しない米国の輸出者や企業は日本を含むアジア市場でこれらのメガFTA参加国の競合者に比べて不利な立場に置かれることになる。そうした状況を作り上げることにより、トランプ政権に通商政策の転換を促し、TPP復帰を求める米国内の声を高めることができる。

この点は、日米通商関係における日本の立場を強めることにも資するだろう。日米間では、2017年2月の日米首脳会談での合意に基づき設置された「日米経済対話」に続き、新たな貿易協定である「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協定（talks for free, fair and reciprocal trade deals: FFR）」を開始することが2018年4月の同会談で合意された。安倍首相は、同協定は「日米FTAの予備協定ではない」、「TPPが日米両国にとって最善である」という趣旨の発言を繰り返しているが、トランプ大統領は「TPPには戻りたくない」、「2国間協定の方が良い」と明言している。対日貿易赤字の削減を求める米国との間で、日本は厳しい協定を余儀なくされると見込まれるが、その際にCPTPPの早期発効が視野に入っていることで、米国にTPP復帰を促しやすくなる。米国にとっては、日米FTAが締結できず、TPPにも復帰しない期間が長くなればなるほど、日本市場において米国の輸出者・企業が競争上不利な立場に置かれる期間が長くなることを意味する。

CPTPPは現在、発効に向けて署名各国が国内手続を進めている段階だが、タイやコロンビア等、アジア太平洋諸国を中心に、すでにCPTPPへの参加の意向を示している国もある。CPTPP参加国の拡大は、高水準の自由化と高度なルールを受け入れる国が増えることを意味し、アジア太平洋地域における地域経済統合の進展やFTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）の実現へと近づくことになる。また、CPTPP参加国市場の規模が大きくなれば、それだけ米国のTPP復帰への米国内圧力を高めることができる。

経済的な意義の点では、TPPからの米国の離脱により、参加国が得られる恩恵は大きく減少した。日本政府による試算では、日本の実質GDPの押し上げ効果はTPPが2.59%であったのに対し、CPTPPは1.49%となっている⁸⁾。

ただし、新興国がCPTPPによって初めて高水準の自由化と高度なルールを受け入れたメリットは決して小さくない。日本からみた場合、ベトナムやマレーシア等の新興国は、物品貿易、サービス、投資、政府調達分野でこれまでの日本とのEPAを大きく上回る自由化を約束した。これにより、日本企業にとっては輸出拡大や相手国市場への新規参入・事業拡大等の機会が拡大することになる。また、域内の関税や外資規制等の貿易投資障壁が削減・撤廃され、電子商取引等を含む貿易投資に関する共通のルールが整備されることにより、域内市場の一体化が進展し、モノやサービス、人、資本、技術、情報が活発に行き交い、日本の経済社会が活性化することが期待される。米国の離脱は経済的メリットの点からも大きな痛手ではあるが、依然としてCPTPPには、日本経済の成長

や日本企業にとってのビジネスチャンスの拡大につながることを期待されている。

II CPTPPの概要

CPTPPは、オリジナルのTPPを基に、11カ国が合意する規定を「凍結」して新たな協定としたものである。修正や削除ではなく「凍結」であり、米国が復帰した際には「解凍（凍結解除）」されることが想定されている。

TPPは、米国を含む12カ国の利害の均衡によって合意されたものであるため、米国の離脱によりその均衡は大きく崩れた。特に、ベトナムやマレーシア等にとっては、米国の離脱により米国への輸出拡大という最大のメリットを失う一方、その代償として受け入れた高度なルールを守る義務が残ることは受け入れ難いことであった。そこで、CPTPPでは、TPPの規定の一部が凍結されることになった。交渉の過程では、凍結項目候補は最大で約80項目とも言われたが、最終的に22項目が凍結されることになった。

1. CPTPP協定の構成

CPTPP協定は、前文と全7条から成る簡潔なものである。

第1条で、CPTPP協定にオリジナルのTPP協定を組み込むことを規定している。その上で、第2条でTPPのうち特定した規定の適用を停止（凍結）することを定めている。本条は、凍結項目を列挙した附属書とともに、CPTPP協定の中核を成す規定となっている。

第3条は、発効要件の規定である。発効要件はTPPにあったGDP要件（全署名国の85%以上）が外され、11カ国のうち少なくとも6

カ国、あるいは署名国の少なくとも半数のいずれか少ない方の国が国内手続の完了を通知した60日後に発効するとされた。実際に署名したのは11カ国のため、6カ国が国内手続の完了を通知した60日後に発効することになる。

第4条は脱退に関する規定である。脱退を望む締約国が書面によりその旨を通告した後6カ月で脱退の効力が生ずる。

第5条では新規加入につき規定されており、「国又は独立の関税地域」が協定発効後に加入することができることとされている。

第6条は協定の見直しに関する規定である。通常の見直しの他に、「TPPの効力発生が差し迫っている場合又はTPPが効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ」、見直しが行われることが規定されている。

CPTPPにおいて日本は、対米国別約束を除き、TPPにおいて約束した輸入枠やセーフガード発動基準等の一部農産物の市場アクセスについて凍結を求めなかった。これらの輸入枠等は、米国からの輸入分も含めた数量として規定されたものであったが、それらがそのままCPTPPに引き継がれた。そのため、日本国内には、米国がTPPに復帰せず、日米FTAの締結に至った場合、CPTPPにおける輸入枠に上乗せする形で日米FTAによる輸入が増えることになるのではないかの懸念がある。この懸念への対応策として、日本政府は米国を含むTPPの発効が見込めなくなった場合に、輸入枠やセーフガード発動基準等につき再協議することを求め、交渉において他の署名国に受け入れられたと説明している。その根拠となるのが本条である。

第7条は正文を定める規定である。TPP同

様、英語、スペイン語、フランス語が正文とされ、これらの間に相違がある場合には英語の本文によると定められている。

この他、署名国間で2国間の合意事項を確認する書簡、いわゆるサイドレターが数多く取り交わされた。日本は14のサイドレターを取り交わし、TPPから引き継いだものが4件、新規に取り交わされたものが10件となっている。このうち、ベトナムと交わした電子商取引章及び労働章に関する紛争解決手続の適用猶予やカナダの文化産業に関する留保についてのものなど7件が国際約束を構成する文書とされ、カナダとの自動車の非関税措置についてのものなど7件が国際約束を構成しない（法的拘束力を有しない）文書とされている。

オーストラリアは21件、カナダは37件、ニュージーランドは25件（他国と同じ数え方では27件）となっており、このうちすべての署名国で共通の内容となっているのは、カナダの文化産業に関する留保についてのものなど8件である。

2. 凍結項目の概要

凍結項目を概観すると、①市場アクセス（関税、サービス・投資、政府調達）に関する各国の約束（対米約束を除く）は維持されたこと、②凍結された全22項目のうち11項目が知的財産分野である等、米国が強く主張した項目が凍結項目の多くを占めていること、③交渉の過程では凍結対象となることが懸念されていた電子商取引や国有企業等に関する規定は凍結項目から外れていること、が特徴と言えるだろう（表2）。

各国の自由化約束については、日本が米国に対して設定したコメの輸入枠等、米国に対して

のみ行われた約束は当然に除外されるが、それ以外はTPPにおける約束が維持された。TPPにおける最終的な関税撤廃率は、日本が95%、それ以外の10カ国はほぼ100%となっていたが、CPTPPでもこれが維持された。ブルネイにつき、「投資・サービスに関する留保」（附属書Ⅱ）における石炭産業に関する約束が凍結項目に含まれているが、これは同国の約束（経過措置）の起算日がTPPの署名日（2016年2月4日）とされていたため、これをCPTPPが同国について効力を生ずる日へと修正するものであり、技術的な修正と言って良いだろう。

ルールについては、生物製剤のデータ保護期間に関する規定（表2・13、少なくとも実質8年保護すること等）、著作権等の保護期間に関する規定（表2・14、著作者の死後少なくとも70年保護すること等）など、知的財産分野を中心に米国の強い主張で盛り込まれた項目が多く凍結された。これは、米国市場へのアクセス改善の代償としてこれらのルールを受け入れた国にとっては、協定の利害得失の均衡を図るものである。同時に、これらのルールを実現したい米国がTPPに復帰する誘因ともなり得る。

投資分野における「投資家対国家の紛争解決（ISDS）」制度に関する規定の一部が凍結され、企業が同制度を利用することができる範囲が縮小されたことも注目される。例えば、天然資源（石油、天然ガス等）の採掘や販売等、また、発電・配電、浄水・配水、電気通信等のサービス、道路や橋等のインフラ整備に関する相手国政府との合意（契約）につき、相手国政府の合意違反により損失を被った企業は、相手国政府との紛争を同制度に付託することがTPPの下ではできたが、CPTPPではそれができなくなった。

表2 CPTPPにおけるTPP凍結項目

1. 急送少額貨物 (5.7.1 (f) の第2文)
2. ISDS (投資許可, 投資合意) 関連規定 (第9章)
3. 急送便附属書 (附属書 10-B 5 及び6)
4. 金融サービス最低基準待遇関連規定 (11.2 等)
5. 電気通信紛争解決 (13.21.1 (d))
6. 政府調達 (参加条件) (15.8.5)
7. 政府調達 (追加的交渉) (15.24.2 の一部)
8. 知的財産の内国民待遇 (18.8 (脚注4 の第3-4文))
9. 特許対象事項 (18.37.2, 18.37.4 の第2文)
10. 審査遅延に基づく特許期間延長 (18.46)
11. 医薬承認審査に基づく特許期間延長 (18.48)
12. 一般医薬品データ保護 (18.50)
13. 生物製剤データ保護 (18.51)
14. 著作権等の保護期間 (18.63)
15. 技術的保護手段 (18.68)
16. 権利管理情報 (18.69)
17. 衛星・ケーブル信号の保護 (18.79)
18. インターネット・サービス・プロバイダ (18.82, 附属書 18-E, 附属書 18-F)
19. 保存及び貿易 (20.17.5 の一部等)
20. 医薬品・医療機器に関する透明性 (附属書 26-A.3)
21. 国有企業章留保表 (マレーシア, 経過措置起算日)
22. サービス・投資章留保表 (ブルネイ, 石炭産業の経過措置起算日)

(注) 括弧内は TPP の該当する条文。

(資料) CPTPP 協定及び内閣官房 TPP 等政府対策本部資料より筆者作成

その他の分野では、ルール水準は概ね維持された。規定の凍結が懸念された電子商取引分野では、「TPP3 原則」とも呼ばれる「電子的手段による情報の越境移転の自由の確保」(第 14.11 条)、「コンピュータ関連設備の設置・利用要求の禁止」(第 14.13 条)、「ソース・コードの移転又はアクセス要求の禁止」(第 14.17 条)は凍結項目に含まれなかった。

以上のように、CPTPP では、TPP の規定の一部が凍結されてはいるが、自由化の面でもルール水準が概ね維持されていると評価して良いだろう。

III CPTPP の発効に向けた国内手続

署名を終えた現在、11 カ国はそれぞれ国内

手続を進めている。協定第 3 条に基づき、11 カ国のうち少なくとも 6 カ国が国内手続の完了を通知した日から 60 日後に、CPTPP は発効する。各国の国内手続の進行は、選挙日程等、それぞれの国内政治状況に大きく左右されるため、発効時期を見通すのは難しいが、署名時には各国閣僚から年内発効に向けた意欲的な発言が相次いだ。4 月 24 日には、11 カ国の先陣を切ってメキシコが議会承認を終えており、2019 年の早い時期の発効は十分期待できる。

日本では、CPTPP の承認案と関連法案が 2018 年 3 月 27 日の閣議決定を経て、通常国会(第 196 回国会)に提出された。日本は TPP につき、国会承認を終え、関連法も成立させているが、CPTPP は新たな協定となるため、再度国会承認が必要となる。ただし、関連法につ

いては、CPTPP は基本的に TPP の内容を踏襲しているため、必要となる実質的な法改正はすでに終えている。

TPP 承認に際して成立した関連法（環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 28 年 12 月 16 日法律第 108 号））は、関税暫定措置法や独占禁止法、著作権法等の 11 の法律の改正を行うものであったが、2016 年 12 月 26 日に施行された地理的表示法（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律）を除き、施行期日はいずれも「環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日」とされている。今回これが「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日」に改正される⁹⁾。法律名も、「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」に改められる。

また、TPP 承認時に改正された関連法の中で TPP が引用等されている規定は、新協定に対応するよう修正されている。今回の関連法の修正はこうした技術的修正が中心になっている。

CPTPP で凍結されたため、改正が不要となった項目も同関連法には含まれているが、これらの再改正は行われない。例えば、CPTPP で凍結された項目に「著作権等の保護期間」（表 2・14）がある。この規定に対応するため、日本は TPP 承認時に著作権法を改正し、従来の著作者の死後 50 年間の保護期間を 70 年間に延長している（ただし、TPP 未発効のため未施行）。この規定が凍結されたことにより、CPTPP への対応という点ではこの改正は不要

となったが、日 EU・EPA で 70 年間への延長を約束していることもあり、今回再改正して保護期間を 50 年間に戻すことはしない¹⁰⁾。

おわりに

世界の通商情勢は、トランプ米政権の誕生によって一変した。米国の「力」を背景にした通商政策は、これまで米国主導で作り上げてきたルールに基づく通商秩序に大きな打撃を与えている。

トランプ政権の通商政策には利点もある。米国以外の諸国の結束を強めたことである。米国の通商政策への強い危機感が共有されたことが、日 EU・EPA 交渉を加速させ、CPTPP 交渉の短期間での合意を可能にする原動力となった。

日本は、この共有された危機感を具体的な動きへと結びつけるために、主導的役割を果たすべきである。米国の通商政策の転換を促し、TPP への復帰を図っていくためには、日 EU・EPA の早期署名・発効、RCEP 交渉の早期妥結とともに、CPTPP の早期発効と拡大が重要となる。

「質の高い」ルールの土台として、また、保護主義的な動きへの防波堤として、CPTPP の戦略的意義は今後一層大きくなるだろう。

【注】

- 1) 本稿は、2018 年 5 月末時点の情報に基づいている。
- 2) 首相官邸「安倍内閣総理大臣記者会見（平成 25 年 3 月 15 日）」。
- 3) 内閣官房 TPP 政府対策本部「環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の概要」2015 年 10 月 5 日、3 頁。
- 4) The White House, *Presidential Memorandum Regarding Withdrawal of the United States from the Trans-Pacific Partnership Negotiations and Agreement*, January 23, 2017.
- 5) 内閣官房 TPP 等政府対策本部「環太平洋パートナーシップ協定閣僚声明（仮訳）」2017 年 5 月 21 日。

- 6) 内閣官房 TPP 等政府対策本部「梅本首席交渉官による記者会見の概要」2017年7月13日。
- 7) TPP 閣僚声明では、新協定の「中核 (the core elements)」に合意したとされている。内閣官房 TPP 等政府対策本部「環太平洋パートナーシップ閣僚声明」2017年11月11日。
- 8) 内閣官房 TPP 等政府対策本部「TPP 協定の経済効果分析について」及び「日 EU・EPA 等の経済効果分析」による。
- 9) 牛肉の関税緊急措置の廃止に係る規定の施行期日は、TPP 協定の発効日のままとされている。
- 10) 以上、国内関連法案につき、内閣官房 TPP 等政府対策本部「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案について」による。なお、TPP 承認時は、衆参両院に「環太平洋パートナ-

シップ協定等に関する特別委員会」が設置され、承認案、関連法案とともに同委員会で審議されたが、CPTPP では承認案は外務委員会、関連法案は内閣委員会に付託された。

【参考文献】

- 馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著 (2016) 『TPP の期待と課題』文眞堂
- 川瀬剛志 (2018) 「TPP11 を読む」『RIETI コラム』2018年4月19日、経済産業研究所
- 菅原淳一 (2012) 「アジア太平洋地域における地域経済統合と日本の戦略」『みずほ総研論集』II号、みずほ総合研究所
- 菅原淳一 (2017) 「『力の秩序』へ回帰するトランプ通商政策」『エコノミスト Eyes』2017年1月19日、みずほ総合研究所

ITI 調査研究シリーズ No.69

『主要国の流通事情変化と法的諸規制の動向』

国際貿易投資研究所編 (平成 29 年度 公益財団法人 JKA による競輪補助事業報告書)

2018年3月刊 / A4版・102ページ

(一財) 国際貿易投資研究所のサイト (調査研究シリーズ) からダウンロードできます。

Site : <http://www.iti.or.jp/reports2.htm>

【内容】

- ・『2017年「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針 (流通ガイドライン)」の解説』(松下満雄：東京大学名誉教授、長島・大野・常松法律事務所弁護士、元 WTO 上級委員)
- ・『EU における流通市場の変化に対応した法的諸規制の動向—EU 競争法における選択的流通契約の取り扱いを中心として—』(高橋岩和：明治大学名誉教授)
- ・『インドにおける流通市場変化と法的諸規制～事例 (再販売価格維持、制裁金算定の基礎)、リーニエンシー規則改正～』(大河内亮：アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士)
- ・『アメリカにおける流通市場変化と法的諸規制～プラットフォームに対する反トラスト法規制～』(大久保直樹：学習院大学法学部教授)
- ・『中国独占禁止法による流通分野に関する規制』(川島富士雄：神戸大学大学院法学研究科教授)

発行：一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号 第37興和ビル3階

TEL : 03 (5148) 2601 / FAX : 03 (5148) 2677 / E-Mail : jimukyoku@iti.or.jp / URL : <http://www.iti.or.jp/>